

幸田町議会ペーパーレス会議システム等貸借業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、幸田町議会ペーパーレス会議システム等貸借業務を実施するに当たり、貸借候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 案件概要

(1) 案件名

幸田町議会ペーパーレス会議システム等貸借業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

議会の活性化や効率化、費用や作業時間の削減を図るとともに、オープンな議会運営を実現し議員と住民、役場との距離の近いまちづくりを実現するため。詳細は、別紙「幸田町議会ペーパーレス会議システム等貸借業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の仕様

本業務の仕様は、仕様書のとおりとする。ただし、仕様書の内容は現時点におけるものであり、このプロポーザルにより選定した、当該案件の契約の相手方となるべき候補者（優先交渉権者）との協議により変更する場合がある。

歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、幸田町は当該契約を変更又は解除することができるものとする。

(4) 提案費用の上限額等

ア 総額 26,160,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり提案に当たっては上記金額を超えないものとする。

イ 支払いは月払いとする。

ウ 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで60か月の貸借契約とする。

(5) 業務内容

ペーパーレス会議システム、PC端末、グループウェア、セキュリティソフトの調達、運用及び保守の貸借に関する業務を実施する。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 幸田町入札参加資格公告（令和5年幸田町公告第141号）第3条に規定する入札参加資格を有する者。なお、入札参加資格を有していない場合は、速やかに登録を行うこと。

(2) 参加表明書の提出日から企画提案書の提出期限までの間において、幸田町の入札における指名停止又は指名保留措置を受けていない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる要件

に該当しない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者
にあつては、参加表明書の提出日までに、同法の規定による裁判所による更生手続開始の
決定がなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者
にあつては、参加表明書の提出日までに、同法の規定による裁判所による再生手続開始の
決定がなされている者
- (6) 国、地方公共団体（自治体）、民間等において本業務又は類似業務の委託実績がある者
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者

4 参加表明手続

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるところにより申し込むこと。

各様式等は、幸田町ホームページからダウンロードしてください。

アドレス <https://www.town.kota.lg.jp/>

※ ダウンロードができない場合は、幸田町議会事務局

担当：議会グループまで御連絡ください。

電子メール：gikai@town.kota.lg.jp

電話：0564-63-5151

(1) 提出書類 各1部

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 参加資格確認書（様式第3号）

エ 会社概要書（様式第4号）

オ 見積書（様式第5号）

消費税及び地方消費税を含んだ金額の60か月の総額で記載すること。

なお、その詳細な内訳（調達、保守、運用等）を任意様式で提出すること。

カ 体制図

賃貸借事業者と調達、運用事業者のそれぞれの役割と関係性を明確にすること。

(2) 提出期限

令和6年5月31日（金）5時まで

(3) 提出方法

提出書類をPDF化して電子メールでの提出に限る。件名は「参加表明書（会社名）」
とすること。

(4) 提出先

幸田町議会事務局

電子メール：gikai@town.kota.lg.jp

電話：0564-63-5151

(5) 受理通知

メール受信後、翌開庁日までに参加表明提出書類を審査し、幸田町事務局から受理・不

受理を電子メールにて通知する。

ア 翌開庁日までに返信がない場合は電話で問い合わせをすること。

イ 提出期限日に参加表明書を提出された場合、書類に不備があると不受理となるため提出期限日前に提出をすること。

5 質問の受付及び回答について

このプロポーザルの実施に関する質問については、プロポーザルに参加を申し込んだ者から次に掲げるところにより受け付ける。

(1) 質問の受付

ア 提出書類 質問書（様式第6号）

イ 提出期限 令和6年5月31日（金）5時まで

ウ 提出方法

電子メールでの提出に限る。件名は「プロポーザル質問書（会社名）」とすること。

エ 提出先

幸田町議会事務局

電子メール：gikai@town.kota.lg.jp

(2) 質問への回答

幸田町は、受付期間内に提出された質問をとりまとめた上で、その内容に関わらず全ての参加申込者（参加表明書に記入された担当者の電子メールアドレス）に対して一斉に回答する。

質問回答日：令和6年6月10日（月）

6 参加の辞退について

参加申込者は、企画提案書等の提出期限までは、いつでも参加を辞退することができるものとする。

参加を辞退しようとする者は、任意様式に辞退の旨及び辞退の理由を明記して、次に掲げるところにより届け出ること。ただし、当該辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

(1) 届出方法

電子メールでの届出に限る。件名は「プロポーザル辞退届（会社名）」とすること。

(2) 届出先

幸田町議会事務局

電子メール gikai@town.kota.lg.jp

7 企画提案書等の提出について

参加申込者は、次に掲げるところにより企画提案書その他の書類を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式） ※詳細は「8 企画提案書について」のとおり

(2) 提出期限

令和6年6月17日（月）5時まで

(3) 提出方法

提出書類各正本1部、副本11部と、提出書類の電子データ（「企画提案書」はPDFファイル化すること。）を格納したCD-R：1枚を提出すること。

(4) 提出先

幸田町役場 5階 議会事務局

8 企画提案書について

企画提案書は、幸田町にとって最適な本業務を十分に検討した上で、次に掲げる項目ごとにその内容を記載すること。

なお企画提案書は任意様式A4とし、表紙目次を含め両面で20ページ以内とすること。

(1) 企画提案書記載内容

ア 企画概要

企画提案する業務概要、各作業工程について記載すること

イ ペーパーレス会議システム

ペーパーレス会議システムで実現できることを記載すること

ウ PC端末

PC端末で実現できることを記載すること

エ グループウェア

グループウェアで実現できることを記載すること

オ セキュリティソフト

セキュリティ対策について記載すること

カ 運用サポート・保守

導入事業者における運用サポート・保守の内容について記載すること

キ プロジェクト体制

(ア) 本業務の遂行に係る従事者全体（再委託先も含む。）の体制図を示すこと。

(イ) 運用におけるサポート体制について記載すること

ク スケジュール

全体スケジュール及び進捗管理方法について記載すること。

ケ 事業費

60か月の総額で記載すること。

9 スケジュール（予定）

No.	項目	期 日
1	プロポーザル実施公告	令和6年4月30日（火）
2	参加表明書提出期限及び質問の受付締切り	令和6年5月31日（金）5時まで
3	質問への回答	令和6年6月10日（月）
4	提案書等の提出締切り	令和6年6月17日（月）5時まで
5	プレゼンテーション	令和6年6月27日（木） ※各社の日程は、別途、通知します
6	審査結果の通知	令和6年7月上旬
7	仕様書等協議	令和6年7月中旬
8	契約締結	令和6年7月中旬～下旬

10 審査の方法について

(1) プレゼンテーション

提案者は、プロポーザル審査委員会に対して、本業務に関するプレゼンテーションを行う。提出された各書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も高い評価を得た提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点者が2社以上となる場合には、企画提案書の点数が上位の者を優先交渉権者とする。

なお、提案者が4者以上の場合は、書類審査による事前審査を行い、得点の高い3者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

プロポーザルの実施に係る詳細については、参加表明書等を提出した提案者に対して、別途、通知する。

ア 期日

令和6年6月27日（木）

イ 場所

幸田町役場 5階 第2委員会室

ウ 時間配分

各社45分間（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）程度

エ 使用機材

会場、電源、机、椅子、プロジェクター及びスクリーンは幸田町が用意し、その他必要な機材については全て提案者が用意すること。

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、各期限までに提出した書類をもとに行うものとする。ただし、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションは、各提案者における出席者の上限は、補助者を含めて3人までとする。

カ 審査結果の通知予定

令和6年7月上旬

(2) 審査委員会

評価は、幸田町ペーパーレスシステム等貸借プロポーザル審査委員会を設置し実施する。

1 1 契約について

幸田町は、審査結果を通知後、予算が確定したら、優先交渉権者と仕様等の協議を行い、合意に達した場合は、契約を締結するものとする。

1 2 その他事項

その他事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え、及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、幸田町が複製を作成することがある
- (4) 審査員の構成及び人数に関する問合せには応じない。
- (5) 審査の項目及び配点に関する問合せには応じない。
- (6) 審査経過や結果に関するいかなる問合せにも応じない。
- (7) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (8) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (9) 次のいずれかに該当する参加者は、失格、又は無効とする。
 - ア 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合。
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - エ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合。
 - オ 優先交渉権者審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合。
 - カ 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。